

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年2月21日

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第1号

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が設置する附属機関について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項、第202条の3第1項及び第203条の2第5項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が設置する附属機関について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項、第202条の3第1項及び第203条の2第4項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。